

観光PR業務委託仕様書

1 委託業務名

観光PR業務委託

2 委託業務期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

3 事業目的

岐阜県では、1月から大河ドラマ「麒麟がくる」の放送がはじまり、7月には岐阜関ヶ原古戦場記念館がオープンすることから、これまでの「自然」「グルメ」「歴史・文化」に加えて、岐阜県ならではの「戦国・武将」を大きなテーマに誘客を図ることとしている。

本事業は、観光キャラバン隊を編成して、中京圏、首都圏、関西圏の大都市圏を中心に年間を通じて継続的な観光展等を実施し、先述のテーマを中心に本県の魅力を直接的に消費者にPRすることにより、新規顧客やリピーターの獲得につなげ、本県への誘客を図るものである。

4 業務内容

本県の魅力を直接的に消費者へPRするため、以下の業務を実施する。

- (1) 本県への誘客を図るための効果的なPR手法等を検討し、その手法等に適した人員構成で観光キャラバン隊を編成し、観光展等（ブース出展やパンフレットのサンプリング等）を実施すること。
- (2) 観光展等の実施回数は、合計50回以上（うち首都圏、関西圏は各5回以上）とする。
- (3) 以下のイベントには必ず出展すること。ただし、出展料は別途県が負担する。なお、これらは必要出展回数に含むものとする。
 - ① につぼん城まつり（名古屋市）
※開催日：令和2年5月2日（土）～4日（月・祝）
 - ② 中村区区民まつり（名古屋市）
※開催日：令和2年10月（予定）
 - ③ 旅まつり名古屋2021（名古屋市）
※開催日：令和3年3月（予定）
- (4) 観光展の実施にあたり、県内市町村や観光協会等に参加、協力を呼びかけること。なお、市町村、観光協会等からの観光情報・パンフレットの調達、連絡調整及び観光PRを実施する施設との交渉、連絡調整等は、全て受託者が行うこと。
- (5) 観光展等の来場者に対し、アンケート調査を15回以上実施し、本県の観光振興に資するデータの収集及び分析を行うこと。なお、アンケート項目については、県と協議すること。
- (6) Tシャツ等のユニフォーム10着以上を制作し、観光展等を実施する際には着用すること。
- (7) 観光展等の実施にあたっては、以下に留意すること。
 - ① 県が実施するイベント等、県が必要と判断するものについては、出展等を行うこと。それらは、必要出展回数に含むものとする。
 - ② 「戦国・武将」をメインに、「自然」「グルメ」「歴史・文化」の各テーマをPRすること。特に、「戦国・武将」については、県内の戦国武将隊の活用や、甲冑体験、専用ブースを設けるなど戦国武将観光の効果的なPRを実施すること。

- ③ 観光展等を実施する際は、受託者の強みを活かすとともに、ターゲットとする客層などを考慮して、時期、地域、場所を選定すること。
- ④ 出展場所にあったPR手法(ガラポン抽選、体験コーナーの設置、ゲームの実施等)を取り入れるとともに、SNSの活用等、その後の情報発信につながる企画を実施すること。

【補足事項】

- ・ 1回の観光展等は概ね1日～3日間程度とする。
- ・ 観光PRを実施する場所の使用料その他出展等に関する経費負担が発生する場合は、受託事業者において支払うこととする。
- ・ 装飾については、県が所有する物品(別添物品リスト一覧のとおり)を契約期間中貸与する。
- ・ 大河ドラマ「麒麟がくる」や岐阜関ヶ原古戦場記念館のパネル等は、観光展等の開催の都度、他のイベント等と調整のうえ貸し出すものとする。
- ・ 装飾品及び配布用パンフレット等の保管場所を確保すること。
- ・ 観光PRを実施する場所及び時期については、県との協議により決定すること。

5 業務実施体制

事業の実施にあたっては岐阜県との協議、参加市町村との連絡調整など迅速に行うことができるよう体制を整えること。経費の執行については費用対効果を十分考慮し行うこと。

(1) 業務実施責任者

- ① 本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- ② 業務実施責任者は、企画立案、観光展等の出展調整等のほか、キャラバン従事者を十分指導して業務を実施させること。
- ③ 業務実施責任者は出展者、出展場所の管理者等との交渉、連絡調整を行うこと。
- ④ 業務実施責任者は、岐阜県との連絡を密に行い業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるように人員、体制の確保を行うこと。また、岐阜県からの急な観光展等実施要請にも対応できるように人員、体制を確保すること。
- ⑤ 観光展等を安全に実施できるように管理すること。
- ⑥ 経費、事業内容など岐阜県から報告を求められた際には速やかに対応すること。
- ⑦ 業務実施責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。
- ⑧ 受託者は、契約締結後速やかに、業務実施責任者の氏名等を県に通知すること

(2) キャラバン従事者

- ① 観光展等において来場者等に岐阜県観光のPRを行うこと。
- ② 観光展等を行う会場において什器設備の設営、撤去等を行うこと。
- ③ 業務実施責任者が行う企画立案、観光展等の出展調整等の補助を行うこと。
- ④ 観光展等において安全に実施できるように配慮すること。
- ⑤ 観光展等従事者は、原則2名以上とすること。
- ⑥ 観光展等に参加する場合は従事者のうち1名を現場責任者とし、業務実施責任者との連絡体制を確保して、現場従事者の責任において円滑な業務運営を行うこと。

6 業務実施状況の報告

受託者は、以下の(1)～(2)の内容を含む報告書を実施月の翌月末までに報告すること。

- (1) 業務の途中経過及び実施した内容(配布パンフレット枚数、来場者等)
- (2) その他、業務の実施状況(アンケート集計報告書等)

7 業務完了後の提出書類

受託者は、本業務完了後、令和3年3月31日までに以下の(1)～(2)の書類を提出すること。

- (1) 以下①～②の内容を含む実績報告書
 - ① 業務の実施期間及び内容
 - ② その他、業務の実施状況（観光展の実施報告書、アンケート集計報告書等）
- (2) 委託業務完了届

8 支払条件等

- (1) 業務開始以降について、本業務に係る経費を支払うものとする。
- (2) 委託事業を実施する場合に使用する財産については原則としてリース対応とすること。

9 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 関係法令の遵守
受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 業務の一括再委託の禁止
受託者は、受託業務が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- (3) 個人情報保護
受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 守秘義務
受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

10 事業の継続が困難となった場合の措置

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

- (1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合
受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、岐阜県は契約の取消しができる。この場合、岐阜県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。
- (2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合
災害その他不可抗力等、岐阜県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できる。
なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

11 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

1 妨害又は不当要求に対する通報義務

- (1) 妨害又は不当要求に対する通報義務
受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる

妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

- (2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

12 その他

- (1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、県の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、県と十分協議した上で行うこととする。

物品リスト一覧

番号	項目	数量	単位	備考
1	パズルラック	4	個	
2	キューブラック	2	個	
3	台車	2	台	
4	延長コード	2	本	
5	デジタルフォトフレーム	2	台	
6	ガラポン抽選機	1	台	
7	ベル	1	個	
8	イーゼル(大)	2	脚	
9	ミニイーゼル	25	個	
10	パネル(大)	5	枚	
11	ポスター	5	枚	
12	ビニールシート	2	枚	
13	ポール	10	本	
14	のぼり台	10	台	
15	のぼり旗	18	枚	
16	横断幕	5	枚	
17	ロールアップバナー	1	個	
18	(パンフレットラック)A4三折1段	3	個	
19	(パンフレットラック)A4三折2段	2	個	
20	(パンフレットラック)A4 1段	2	個	
21	(パンフレットラック)A4 2段	2	個	
22	(パンフレットラック)A4 3段	1	個	
23	ザル(丸)	3	個	
24	籠(丸)	2	個	
25	黒籠	3	個	
26	畳	3	枚	
27	文鎮(割れ)	9	個	
28	文鎮(小)	1	個	
29	文鎮(大)	1	個	
30	文鎮(鉄)	6	個	
31	文鎮(ブルー)	6	個	
32	造花	1	袋	
33	テーブルクロス(大)	6	枚	
34	ウータン人形	1	体	
35	さるぼぼ人形	1	体	
36	ミナモ人形	6	体	
37	白川郷模型	1	個	
38	法被	7	枚	